

議案第53号

石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、国民宿舎つくばねの利用料金を改正するため。

石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例

石岡市国民宿舎つくばね条例（平成18年石岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 宿泊利用料金（1人1泊につき）

（単位：円）

区分	金額
大人	3,850
小学校児童	3,080
幼児	1,600

備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 食事代は、別料金として、宿泊利用料金に加算する。ただし、食事代が加算されない場合は、1人1泊につき330円を宿泊利用料金に加算する。
- 3 特別室については、1人1泊につき、大人2,200円、小学校児童及び幼児1,100円を加算する。

2 休憩利用料金（1人1日につき）

（単位：円）

区分	金額
大人	1,100
小学校児童	810

備考

- 1 休憩利用者の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。
- 2 特別室については、1人1日につき、大人220円、小学校児童220円を加算する。

3 ホール利用料金

(単位：円)

区分	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
大ホール（全室）	6,600	11,000	16,500	27,500
大ホール（中室）	4,400	7,700	11,000	18,700
大ホール（小室）	2,200	4,400	6,600	11,000
中ホール（全室）	4,400	7,700	11,000	18,700
中ホール（中室）	2,200	4,400	6,600	11,000
第1小ホール	3,300	6,600	8,800	15,400
第2小ホール	2,200	3,300	4,400	7,700

備考

- 1 宿泊者が利用する場合は、この表に掲げる金額の2分の1の額とする。
- 2 利用時間が上記の区分時間を超えた場合は、次のとおり規定料金を割増しする。
 - (1) 1時間未満のときは、3割
 - (2) 1時間以上2時間未満のときは、6割
 - (3) 2時間以上3時間未満のときは、10割

別表第2（第9条関係）

予約金（1人1泊につき）

(単位：円)

区分	金額
大人	1,040
小学校児童	520

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。